

序 章

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

平成 15 年 7 月、小泉政権のもと、観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名のもと多くの美しい風景を失わせたことを反省し、まず自ら襟を正し、その上で官民挙げて魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に、「景観に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示しました。

これらを受けて、平成 16 年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

八重瀬町（以下「本町」という。）は、平成 18 年 1 月 1 日に旧東風平町（那覇広域都市計画区域内）と旧具志頭村（都市計画区域外）の合併により誕生し、町としての一体的なまちづくりを目指して、これまで様々な施策に取り組んできました。本計画においては、町民及び事業者、行政との協働により、町民の共通の財産である良好な景観、誇りや愛着のある景観を守り・育み、次世代へと引き継いでいくため、景観法第 8 条※に基づく景観計画を策定します。

(2) 計画の目的

本町は、八重瀬岳や様々なグスクが形成する森（ムイ）などの豊かな自然や山並みの景観、太平洋に面し、ダイナミックな地形をなす雄大な海岸・海浜景観、サトウキビ畑や菊畑などの農地景観、赤瓦屋根や石垣、屋敷林などが残る集落景観、近年都市的な開発が進む市街地景観等、多様な景観を有しており、これらの景観を守り、育て、創造し、町全体で魅力ある景観形成を図る必要があります。

本計画は、これらの景観特性、本町が目指すべき「将来像」及び「景観形成に関する基本方針」等を示し、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通の景観形成に関するビジョンを持ち、さらに「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的とします。

※景観法第 8 条

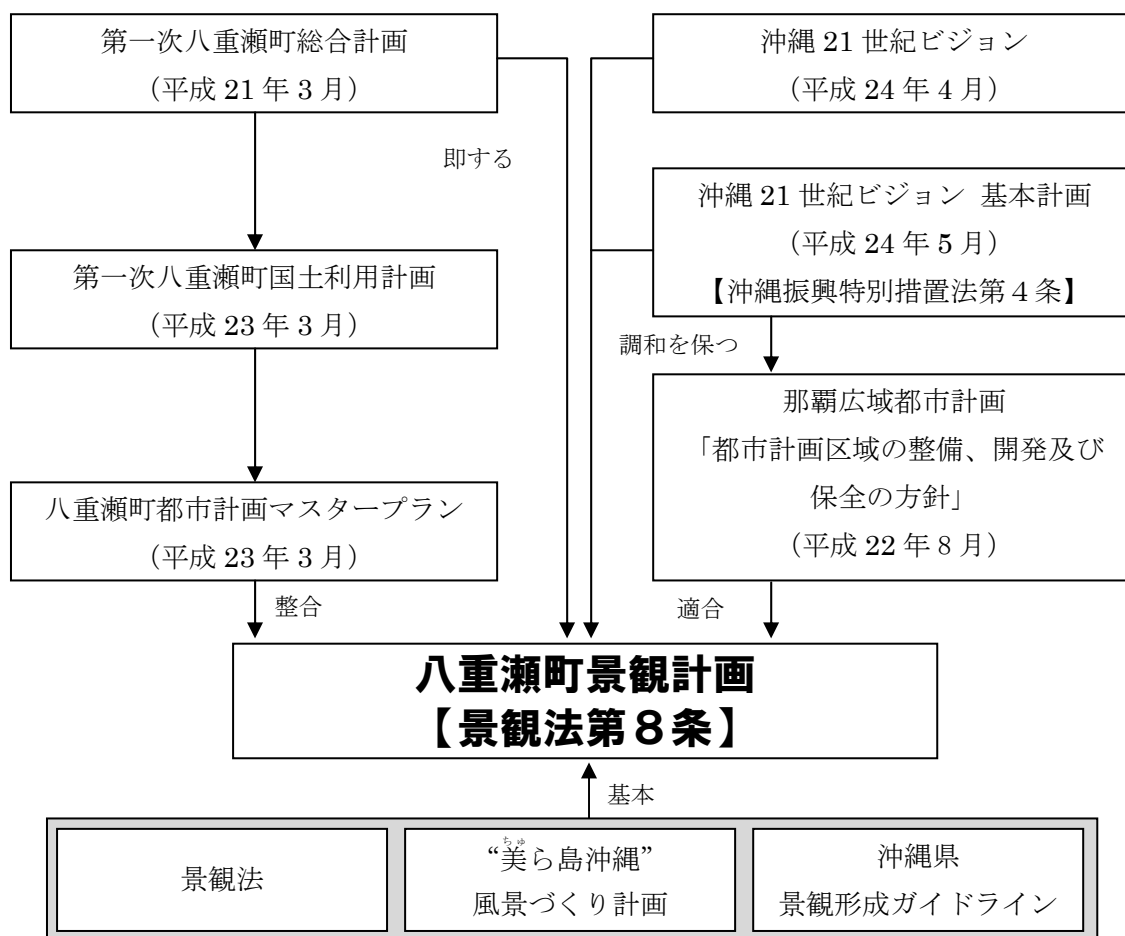
景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2. 景観計画の位置付け

八重瀬町景観計画は、景観形成の観点からみた町の長期的・総合的な計画として位置付けられています。今後、八重瀬町景観計画の根拠となる法律は「景観法」であり、参考及び活用すべき計画等には「“美ら島沖縄”風景づくり計画」や「沖縄県景観形成ガイドライン」があります。これらの法令・計画等を基本としながら景観計画を策定します。

その上で「沖縄 21 世紀ビジョン」及び「沖縄 21 世紀ビジョン 基本計画」と調和を保ち、沖縄県の策定した那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に適合し、さらに、「第一次八重瀬町総合計画」、「八重瀬町国土利用計画」、「八重瀬町都市計画マスタープラン」等の町の上位・関連計画と整合・調整を図るものとします。



3. 計画の体系

本計画は、4章で構成します。

序章

第I章 八重瀬町における景観の特性と課題

第II章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の設定
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - ①自然景観地域（山並み・緑、地下、海岸・海浜、河川）
 - ②集落・農地景観地域
 - ③市街地景観地域
 - ④主要幹線道路景観軸（国道507号・331号、県道77号線）

第III章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画に基づく届出等の手続きに関する検討
2. 届出対象行為
3. 景観形成基準

第IV章 良好な景観形成に関するその他の方針

1. 景観形成重点地区
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
3. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項
4. 景観重要公共施設の指定の方針
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
6. 自然公園法の許可の基準
7. 景観地区及び準景観地区指定の方針

4. 位置と地勢

(1) 位置

本町は、平成18年1月1日、旧東風平町と旧具志頭村の合併により誕生した町であります。

本町は、沖縄県本島の南部に位置し、東は南城市、西は糸満市、南は太平洋、北は豊見城市と南風原町に接しています。町域は、東西に6.6km、南北に9.1kmでやや長方形をなしており、総面積は26.9km²となっています。

また、県都那覇市にも近接しており、県庁から町の北端までの距離が約4.7km、役場本庁舎までは約14kmの位置にあります。

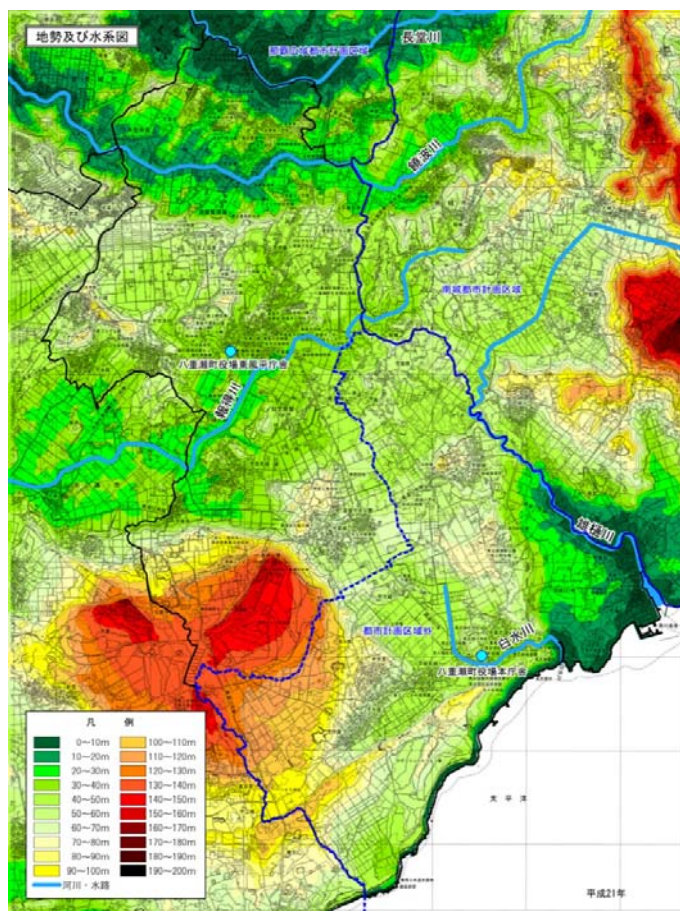


(2) 地勢及び水系

本町の地勢は起伏に富んでおり、町の中央位置する八重瀬岳(標高163m)を最高地とする丘陵台地を形成しています。また、南側は太平洋に面する丘陵地となっています。

水系は、二級河川4本(長堂川(L=2,300m)、饒波川(L=4,500m)、雄樋川(L=2,500m)、報得川(L=8,720m))を有しています。

長堂川及び饒波川は、本町の北部を流れており、国場川へと繋がり、雄樋川は、南城市大里の大城ダムを起点に、港川漁港へ流れています。報得川は、字東風平から糸満市へと流れていますが、大雨による氾濫が発生することもあり、過去には水難事故も生じています。



5. 歴史

八重瀬町近辺に人の痕跡が確認できたのは、今から約2万年前の旧石器時代。町南部に位置する雄樋川河口付近から約1万8千年前の化石人骨「港川人」が発見されており、それ以降も雄樋川周辺から海岸線にかけて先史時代の遺跡が確認されたことから、断続的に人の往来があったと考えられます。

12世紀以降になると、本格的に農耕がおこなわれるとともに、海外貿易も活発に行なわれました。県内各地にグスクが造られ始め、按司と呼ばれる有力者が現れお互い勢力を争い、一つの国家として統一されていきます。

この時代、八重瀬岳周辺や町西部の小丘陵上にも遺跡が確認されており、人々が農耕に適した内陸部の平地まで居住地を広げていったことが分かっています。また、町内にもグスクが築かれ、それぞれの按司が周辺地域を支配するようになりました。中でも「しものよのぬし」と呼ばれた八重瀬グスクの按司は中国との貿易も積極的に行なっていた記述が残っています。

三山統一後は、首里王府に組み込まれ東風平間切・具志頭間切として番所が設置され、按司掟に代わって地頭代が置かれ、科律・刑事・民事・行政等の法規を交えた間切・村内法の実施によって、間切に対する王府の統制が図られていきました。王府と間切の往来は、公の文書の伝達によって使われた「宿次の道（宿道）」が利用され、東風平・具志頭地区も「南風原宿」の順路（南風原→大里→佐敷→知念→玉城→東風平→具志頭）の一部となりました。具志頭地区では、日常生活の中で海との関わりが深く、海浜域と集落を結ぶ道を「海道（うみみち）」と呼んでいました。

18世紀初頭は、町中央に流れる報得川を改修して、東風平一帯の水田に灌漑施設を設置し、米の大増産を図るなど、現在の八重瀬町の礎ができました。

廃藩置県後、1880年（明治13年）行政区の編成が行なわれると、東風平に島尻地方役所が設置され、一時期15間切の事務を監督指導する政治の中心となりました。

1908年（明治41年）沖縄県島嶼町村制に基づき間切が廃止されると、「東風平村」「具志頭村」が誕生しました。

1923年（大正12年）には、沖縄軽便鉄道が敷設され国場～糸満間が開通し、東風平村には世名城駅・東風平駅・屋宜原駅の3駅が置かれ、1945年（昭和20年）3月まで利用されていました。

1945年（昭和20年）の沖縄戦では激戦地となり、多大な被害をうけました。日本軍は、具志頭地区から八重瀬岳、与座岳を経て現糸満市国吉に至る最後の防戦を敷いたが、米軍が具志頭地区～東風平地区富盛を結ぶ線に進出し、特に八重瀬岳や玻名城、仲座等

での激戦後、米軍に占領されました。当時の戦没者は、東風平地区が約 4,000 人、具志頭地区が約 2,300 人で、両村ともに 5 割近い犠牲者を出し、終戦を迎えました。終戦後も東風平村では残された弾薬の撤去作業などもあり、住民は周辺村への仮住まいを余儀なくされ帰村が遅れました。昭和 20 年代後半から 30 年代にかけて、具志頭村内とその周辺に米軍基地が建設されたため、住民は土地接收反対の抗議や陳情を行いました。米軍は聞き入れず、その為耕地を失い生活の糧を失った住民の中には、ブラジル等に移民として旅立つ者が少なくありませんでした。

本土復帰を迎え、道路や生活、農業基盤が整備されていく中、那覇市のベッドタウンとして人口が増加した東風平村は、昭和 54 年町政を施行し、田園都市としての町づくりが進められました。具志頭村は、1973 年（昭和 48 年）以降、サトウキビを始め、大根・葉タバコ・サヤインゲン、花卉園芸、養豚が盛んになり、また唯一の漁港がある港川では、パヤオの整備で成果を挙げてきました。

平成 18 年 1 月 1 日、旧東風平町・旧具志頭村が合併し、八重瀬町が誕生しました。

参考『八重瀬町の文化財』 八重瀬町教育委員会
『八重瀬町農村振興基本計画』八重瀬町農業土木課